

関西学生ヨット連盟 規約

平成26年12月14日

関西学生ヨット連盟

《 目 次 》

第1章	総	則	…………	1
第2章	加盟大学の義務	…………		2
第3章	連盟の組織			
第4章	会長・副会長	…………		3
第5章	委員会			
第6章	理事会	…………		4
第7章	事務局	…………		5
第8章	レース委員会			
第9章	プロテスト委員会	…………		6
第10章	会計及び会計監査			
第11章	賞	罰		

第1章 総則

(名称)

第 1条 本連盟は、関西学生ヨット連盟(以下連盟という)と称する。

(目的)

第 2条 連盟は、関西水域の大学ヨット界を代表し、その中枢機関として、ヨット競技を通じて心身の健全なる育成・充実及び学生スポーツの発展・普及に寄与するとともに、学生相互の調和並びに親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第 3条 連盟は、前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 連盟主催、主管及び公認のヨット競技の開催
- (2) 各種講習会の開催
- (3) 各大学ヨット部間の親睦
- (4) 他団体の公式行事協力
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事業

(加盟資格)

第 4条 連盟への加盟には、次の条件を全て備えている大学ヨット部でなければならない。

- (1) 大学所属の体育会(またはこれに準ずるもの)公認のヨット部で、1大学1加盟であること。
ただし、委員会の同意を得て、理事会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 教授またはこれに準ずる者が部長であること。
- (3) 救助艇を保有し、救助体制が整っていること。
- (4) 分担金等の連盟への支払いが可能な会計能力を有すること。
- (5) 本規約及び全日本学生ヨット連盟規約を忠実に実行すること。
- (6) 部員全員が(公財)日本セーリング連盟会員であること。
- (7) 全日本学生ヨット選手権大会の使用艇種を、同一クラスで3艇以上有すること。
- (8) 470級及びスナイプ級のレース使用艇は、該当年度の学連申し合わせ事項に準じていること。
- (9) 加盟申請書類の提出に際し、次のことを満たさなければならない。
 1. 部員全員の(公財)日本セーリング連盟会員番号を記載した部員名簿
 2. 請願書
 3. 活動報告書(過去3年間以上)
 4. 会計報告書(過去2年間の詳細なもの)
 5. 大学当局の発行した当該大学を代表する公認ヨット部であることの証明書
 6. 加盟大学による推薦状
 7. 規約遵守の誓約書
 8. 所有艇の計測証明書の写

(組織)

第 5条 連盟は、前条の条件を満たした関西水域の大学ヨット部(以下加盟大学という)をもって組織し、全日本学生ヨット連盟の構成員となり、同連盟を通じて(公財)日本セーリング連盟に所属する。

2. 加盟大学という場合は、所属のヨット部員、その加盟大学に学籍のある者及び卒業した者も含む。

(競技出場資格)

第 6条 連盟主催、主管及び公認ヨット競技への出場資格は、次のとおりとする。

- (1) 加盟大学に学籍のある者。ただし、通信教育部生は除く。
- (2) 出場可能年数は、入学時より4年間とする。

(加盟及び除名)

第 7条 連盟への加盟及び除名は、学連会議において委員定数の3分の2以上の同意を得て、理事会の承認を得なければならない。

2. 加盟に際し、試行期間として仮加盟とする場合がある。
3. 除名に際し、猶予期間を設ける場合がある。

(規約の改正)

第 8条 本規約の改正には、学連会議において委員定数の3分の2以上の同意を得て、理事会の承認を得なければならない。

(任期の計算)

第 9条 本規約に定める任期の計算における1年は、毎年1月1日より12月31日までとする。

第2章 加盟大学の義務

(人命尊重の義務)

第10条 加盟大学及びその部員は、人命を尊重しなければならない。そのため加盟大学は、関係法令を遵守し、安全規則を持ち、安全教育を行い、かつ安全のための装備を持たなければならない。

(事故防止の義務)

第11条 部員は、事故を未然に防ぐ能力を修得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。

2. 部員は、自己の生命を守るために十分な知力、体力、技能及び装備を持っていないなければならない。
3. 万一不測の事態が発生した場合は、人命救助を最優先とする。
4. 加盟大学には、予期せぬ事故に備えてスポーツ安全保険への加入を義務付ける。

(不祥事防止及び法令遵守(コンプライアンス)の義務)

第12条 部員は、部活動中のみならず、学生生活全般において、各種の不祥事を絶対に起こさず、社会人としての良識と責任をもって行動しなければならない。

2. 理事は、理事自身が前項の事項を遵守することはもとより、部員に対して法令遵守(コンプライアンス)に対する正しい知識を指導し徹底しなければならない。

(分担金の納入義務)

第13条 加盟大学は、分担金等を連盟に納入しなければならない。

第3章 連盟の組織

(組織)

第14条 連盟の組織には、委員会、理事会、事務局を置く。

2. 理事会には、安全部会、レース委員会、プロテスト委員会を置く。
3. レース委員会には、記録部、計測部を置く。
4. 連盟は、事業推進のため、前項以外の新たな組織を設けることがある。

(連盟の役員)

第15条 連盟には、次の役員を置く。

会長		1名
副会長		若干名
(1) 委員会：	委員長	1名
	副委員長	若干名
	女子委員長	1名
	470委員長	1名
	スナイプ委員長	1名
(2) 理事会：	理事長	1名
	副理事長	若干名
	安全部会長	1名
(3) 事務局：	事務局長	1名
	会計	1名
(4) レース委員会：	レース委員長	1名
	レース副委員長	1名
	記録部長	1名
	計測部長	1名
(5) プロテスト委員会：	プロテスト委員長	1名
	プロテスト副委員長	若干名
	プロテスト副委員長補佐	若干名
	プロテスト事務局長	1名

(名誉職・顧問)

第16条 連盟に名誉職または顧問を置くことができる。

2. 第1項の者は、理事会が推薦し、会長がこれを任命する。
3. 第1項の者は、理事会に出席し、連盟の運営全般にわたり指導・助言し、連盟の活動を活発にさせるものとする。

第4章 会長・副会長

(会長)

- 第17条 会長は、理事会の推薦により、学連会議において選任する。
2. 会長は、連盟を代表し、連盟の運営全般を統轄する。
 3. 会長の任期は2年とし、留任を妨げない。

(副会長)

- 第18条 副会長は、理事会の推薦により、学連会議において選任する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合にはその職務を代行する。
 3. 副会長の任期は2年とし、留任を妨げない。

第5章 委員会

(任務)

- 第19条 委員会は、委員をもって組織し、連盟の最高議決機関である会議(以下学連会議という)を開催し、連盟に関する全ての事項を審議決定し執行する。
2. 第1項にかかわらず、第34条 理事会の専決事項については、理事会が審議決定する。

(委員の選任)

- 第20条 委員は、加盟大学が学籍のある者より1名を選任する。

(学連会議の運営)

- 第21条 学連会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、3分の1以上の委員から要求があった場合には、委員長がこれを招集しなければならない。
2. 会長、副会長及び理事は、学連会議に出席することができる。

(学連会議の議決)

- 第22条 学連会議は、過半数以上の委員の出席をもって成立する。
2. 議決権は、委員が各1票を有するものとし、別段の定めがある場合を除き、多数決によって議事を決する。可否同数の場合には議長がこれを決する。
 3. 議決権の行使は、代理人により行うことができる。この場合には委任状を議長に提出しなければならない。

(委員長)

- 第23条 委員長は、委員の中から、学連会議において委員定数の3分の2以上の同意により選任する。
2. 委員長は、委員会及び理事会の決議に基づき、会務を統括する。

(副委員長)

- 第24条 副委員長は、委員の中から委員長が推薦し、学連会議において委員定数の3分の2以上の同意により選任する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があった場合にはその職務を代行する。

(女子委員長)

- 第25条 女子委員長は、第6条の資格を満たす者の中から委員長が推薦し、学連会議において委員定数の3分の2以上の同意により選任する。
2. 女子委員長は、委員長を補佐し、女子選手、女子部員の意見を吸い上げ学連活動に生かすものとする。

(470委員長)

- 第26条 470委員長は、第6条の資格を満たす者の中から委員長が推薦し、学連会議において委員定数の3分の2以上の同意により選任する。
2. 470委員長は、国際470級の選手を代表し、当該クラス規則の選手への周知、選手からの意見吸い上げなどを実施する。
 3. 470委員長は、全日本学生選手権のための水域計測など、当該クラスの計測に関する業務を統括する。

(スナイプ委員長)

- 第27条 スナイプ委員長は、第6条の資格を満たす者の中から委員長が推薦し、学連会議において委員定数の3分の2以上の同意により選任する。
2. スナイプ委員長は、国際スナイプ級の選手を代表し、当該クラス規則の選手への周知、選手からの意見吸い上げなどを実施する。
 3. スナイプ委員長は、全日本学生選手権のための水域計測など、当該クラスの計測に関する業務を統括する。

(任期)

- 第28条 委員会の役員及び委員の任期は、1年とする。

(委員会の役員に欠員が生じたとき)

第29条 委員会の役員に欠員が生じた場合には補充することができる。その場合、学連会議において委員定数の3分の2以上の同意により選任し、任期は前任者の残任期とする。

第6章 理事会

(任務)

第30条 理事会は、連盟の事業全般にわたって検討し、目的達成に遺憾のないよう指導及び援助を行い、また委員会より依頼のあった事項に関し、その事業を行う。

(理事の選任)

第31条 理事は、加盟大学がOB(監督またはこれに準ずる者)より1名を選任する。

2. 理事に事故があった場合に備え、加盟大学は若干名の理事代行を事前に選任する。

(理事会の運営)

第32条 理事会は、会長、副会長、顧問、理事、事務局長をもって組織し、会議(以下理事会議という)は理事長が招集し、理事長が議長となる。ただし、3分の1以上の理事から要求があった場合には、理事長がこれを招集しなければならない。

2. 委員会の役員は、理事会議に出席しなければならない。

3. 理事は、議事に関係があると認められた者を、理事会議に出席させることができる。

(理事会議の議決)

第33条 理事会議は、過半数以上の理事の出席をもって成立する。

2. 議決権は、会長、副会長、理事が各1票を有するものとし、別段の定めがある場合を除き、多数決によって議事を決する。可否同数の場合には議長がこれを決する。

3. 議決権の行使は、代理人により行うことができる。この場合には委任状を議長に提出しなければならない。

(理事会の専決事項)

第34条 次の重要事項決定については、理事会が議決権を持つ。

(1) レース競技方法の変更

(2) レース時期の変更

(3) 艇種の変更

(4) (公財)日本セーリング連盟及び全日本学生ヨット連盟が実施する事業に対する援助

(5) 全日本学生ヨット連盟の役員(副会長・評議員・顧問・水域役員)及び他団体への役員の推薦

(6) 安全教育、救助体制確立等に関する安全管理に関する事項

(7) 規約の改正

(8) 連盟への加盟及び除名

(理事長)

第35条 理事長は、加盟大学のOBの中から、理事会議において選任する。

2. 理事長は、委員会及び理事会の決議に基づき、会務を統括する。

(副理事長)

第36条 副理事長は、理事の中から、理事長が推薦し、理事会議において選任する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があった場合にはその職務を代行する。

(安全部会長)

第37条 安全部会長は、理事の中から、理事会議において選任する。

2. 安全部会長は、加盟大学の安全意識向上のため指導助言及び事業を行うとともに、連盟主催、主管及び公認のヨット競技の開催にあたって、選手及び競技運営関係者の安全確保及び救助体制の確立を担当する。

(顧問)

第38条 顧問は、理事長が推薦し、理事会議において選任する。

2. 顧問は、連盟の運営全般にわたって理事会を指導助言し、連盟の活動を活発にさせるものとする。

(任期)

第39条 理事会の役員及び理事の任期は2年とし、留任を妨げない。

2. 理事退任にあたっては、後任の新理事が決定するまでは、理事としての義務を有する。

第7章 事務局

(任務)

第40条 事務局は、次の連盟の運営に係る業務を行う。

- (1) 連盟の渉外及び広報に関する業務
- (2) 連盟の会計に関する業務
- (3) その他連盟の運営に係わる事務手続き業務

(事務局長)

第41条 事務局長は、加盟大学のOBの中から、理事長が推薦し、理事会において選任する。

2. 事務局長は、委員会及び理事会の決議に基づき、連盟の事務を統括する。

(会計)

第42条 会計は、委員会の委員の中から、委員長が任命する。

2. 会計は、次の業務を行う。
 - (1) 連盟の金銭出納・保管等、連盟の会計に関する業務
 - (2) 連盟の渉外及び広報に関する業務

(任期)

第43条 事務局の役員の任期は、1年とする。

第8章 レース委員会

(任務)

第44条 レース委員会は、連盟主催、主管及び公認のヨット競技の開催にあたって、次の事項を行う。

- (1) レース公示の作成にあたっての指導助言
- (2) 帆走指示書の作成
- (3) レース公示及び帆走指示書に基づくレース運営

2. レース委員会は、前項以外の連盟の目的達成のために、事業全般にわたって指導及び援助を行う。

(レース委員の選任)

第45条 レース委員は、理事が、理事所属の加盟大学より3名以上のOBを選任する。

2. 理事は、自らレース委員を兼務することができる。
3. レース委員は、第53条のプロテスト委員会の委員を兼務することはできない。

(レース委員長)

第46条 レース委員長は、レース委員の互選で選任する。

2. レース委員長は、委員会及び理事会の決議に基づき、会務を統括する。

(レース副委員長)

第47条 レース副委員長は、レース委員長が推薦し、レース委員会で選任する。

2. レース副委員長は、レース委員長を補佐し、レース委員長に事故があった場合にはその職務を代行する。

(記録部長)

第48条 記録部長は、レース委員会の委員の互選で選任する。

2. 記録部長は、連盟主催、主管及び公認のヨット競技の開催にあたって、その成績集計及び報道機関への広報を担当する。

(計測部長)

第49条 計測部長は、加盟大学のOBの中から理事長が推薦し、理事会において選任する。

2. 計測部長は、加盟大学のレース参加に必要な計測に関する業務を統括し、遂行する。
3. 計測部長は、統括・遂行にあたっては、470委員長・スナイプ委員長と連携するものとする。

(任期)

第50条 レース委員会の役員及び委員の任期は1年とし、留任を妨げない。

2. 役員及び委員の退任にあたっては、後任の新委員が決定するまでは、委員としての義務を有する。

(レース運営会議の開催)

第51条 レース委員長は、連盟主催のレース開催前にレース委員を招集し、レース委員会の会議（以下レース運営会議という）を開催し、レース運営方針等について審議決定する。

(レース委員の義務)

第52条 レース委員会の委員は、レース運営会議及び連盟主催のレース開催当日には、各校少なくとも1名以上の出席を義務づける。

第9章 プロテスト委員会

(任務)

第53条 プロテスト委員会は、連盟主催、主管及び公認のヨット競技の開催にあたって、次の事項を行う。

(1) レース公示及び帆走指示書作成にあたっての指導助言

(2) 抗議の受付、審問及び裁定並びに国際ヨット競技規則に関連した事項

2. プロテスト委員会は、前項以外の連盟の目的達成のために、事業全般にわたって指導及び援助を行う。

(プロテスト委員の選任)

第54条 プロテスト委員会の委員は、理事が、理事所属の加盟大学より1名以上のOBを選任する。

2. 理事は、自らプロテスト委員会の委員を兼務することができる。

(プロテスト委員長)

第55条 プロテスト委員長は、プロテスト委員会の委員の互選で選任する

2. プロテスト委員長は、委員会及び理事会の決議に基づき、会務を統括する。

(プロテスト副委員長)

第56条 プロテスト副委員長は、プロテスト委員長が推薦し、プロテスト委員会で選任する。

2. プロテスト副委員長は、プロテスト委員長を補佐し、プロテスト委員長に事故があった場合にはその職務を代行する。

(プロテスト副委員長補佐)

第57条 プロテスト副委員長補佐は、理事長が推薦し、プロテスト委員会で選任する。

2. プロテスト副委員長補佐は、プロテスト副委員長の指示のもと、プロテスト委員会業務の円滑な推進を補佐する。

(プロテスト事務局長)

第58条 プロテスト事務局長は、プロテスト委員長が推薦し、プロテスト委員会で選任する。

2. プロテスト事務局長は、第53条のプロテスト委員会の任務に関する事務を行う。

(任期)

第59条 プロテスト委員会の役員及び委員の任期は1年とし、留任を妨げない。

2. 役員及び委員の退任にあたっては、後任の新委員が決定するまでは、委員としての義務を有する。

(委員の義務)

第60条 プロテスト委員は、連盟主催のレース当日には、各校少なくとも1名以上の出席を義務づける。

第10章 会計及び会計監査

(連盟の会計)

第61条 連盟の会計は、加盟大学の分担金、補助金、寄付金及び学連主催のレース参加料を充てる。

2. 加盟大学の分担金等の金額については、委員会において決定する。

(会計年度)

第62条 連盟の会計年度は、1月1日より12月31日までとする。

(分担金納入期限)

第63条 加盟大学の分担金は、毎年3月31日までに連盟に納入すべきものとする。

(会計報告)

第64条 事務局長は、会計年度終了時に委員会及び理事会に会計報告を行い、承認を得ることとする。

(会計監査)

第65条 理事会よりOB1名の会計監査を選任し、連盟の会計に関する監査を行う。

第11章 賞罰

(表彰)

第66条 連盟加盟者であって次の各号に該当する者(個人または団体)は、委員会及び理事会の決議により、会長がこれを表彰する。

(1) 学生スポーツマンの範たる者

(2) 連盟に著しく功労のあった者

(3) その他前各号に準ずる者で、その功績が顕著な者

(除名等の処分)

第67条 連盟加盟者であって次の各号に該当する者(個人または団体)は、委員会及び理事会の決議により、会長が除名またはその権利の停止等の処分を行うことがある。

- (1) 連盟規約に違反した者
- (2) 連盟の決議に違反し、連盟に重大な損害を与えた者
- (3) スポーツマンシップに違反した者

2. 前項により処分を受けた者の所属する加盟大学についても、処分を行うことがある。

以上

【 改定履歴 】

改定日	改定内容
平成26年12月14日	第14条(組織) 3. レース委員会に「計測部」を加える。 第15条(連盟の役員) に、 ・「470委員長(1名)」、「スナイプ委員長(1名)」、「計測部長(1名)」、「プロテスト副委員長補佐(若干名)」を加える。 ・「事務長」を削除する。 ・「書記」を削除する。(「書記」の業務は「会計」に統合する) ・副委員長・副理事長・プロテスト副委員長の人数は 若干名 に改める。 第17条(会長)、第18条(副会長)のそれぞれの任期を 2年(現行1年)とする。 第26条(470委員長)、第27条(スナイプ委員長)、第49条(計測部長)、第57条(プロテスト副委員長補佐)を新設挿入し、選任方法、職務を記載する。 第31条(理事の選任)に、 2. <u>理事に事故があった場合に備え、加盟大学は若干名の理事代行を事前に選任する。</u> を付記する。 第35条(理事長) 選任方法を、 <u>加盟大学のOBの中から、理事会議において選任する。</u> に改める。 第41条(書記)は、第42条(会計)に業務を統合し削除する。 第40条(事務長)、第43条(事務局員)を削除する。 第60条(委員の義務) プロテスト委員は、連盟主催のレース当日には、各校少なくとも1名以上の出席を義務づける。 第65条(会計監査) 選任対象から、 <u>委員会より、加盟大学の現役学生1名</u> 、を削除する。 文中の(財)日本セーリング連盟の(財)を <u>(公財)</u> とする。 組織図に「計測部」を付記する。 一条の番号は修正する—
平成23年11月26日	第12条(不祥事防止及び法令遵守(コンプライアンス)の義務)を新設挿入する。 —以下、条送り— 第15条(連盟の役員)に、「女子委員長」を加える。 第16条(名誉職・顧問)を新設挿入し、第15条(連盟の役員)から名誉会長、顧問を削除する。 —以下、条送り— 第25条(女子委員長)を新設挿入し、選任方法、職務を記載する。 —以下、条送り—
平成21年 2月28日	第14条に名誉会長を加える
平成14年11月30日	
平成11年 4月 1日	字句のみ (日本ヨット協会 → 日本セーリング連盟)
平成 8年 4月 1日	関西学生ヨット連盟 規約 施行
平成 8年 3月24日	平成8年4月1日付け規約改正に伴い、昭和54年4月1日発足の関西学生ヨットレース運営委員会は解散することとし、同日施行の関西学生ヨットレース運営委員会規約は廃止する。
昭和54年 4月 1日	関西学生ヨットレース運営委員会規約 制定

関西学生ヨット連盟 組織図

